

議案第 4 7 号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年三芳町条例第 2 1 号）の一部改正に伴い、本条例を改正したく、提案するものである。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年三芳町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

参考

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	現行
(給与の減額) 第3条の2 略 2 技能労務職員が部分休業(当該技能労務職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該技能労務職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、町長が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期	(給与の減額) 第3条の2 略 2 技能労務職員が部分休業(当該技能労務職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該技能労務職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))、父母、子、配偶者の父母その他町長が規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により町長が規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。)の介護をするため、町長が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期

間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該技能労務職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該技能労務職員が大学その他の町長が定める教育施設における修学のため、修学に必要と認められる期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該技能労務職員が町長が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該技能労務職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該技能労務職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、修学部分休業（当該技能労務職員が大学その他の町長が定める教育施設における修学のため、修学に必要と認められる期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該技能労務職員が町長が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該技能労務職員に係る定年退職日（地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。